昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年3月15日発行第399号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

3
2010

渡良瀬遊水地

Index

1 貢献
2 業務特集 改正農地法について
4 行政書士成年後見制度支援開始記念
　高齢者あんしん講演会開催
5 業務連絡
9 栃木会にも国際部を
10 栃木県行政書士会カレンダー（4月）
日行連だより
他会の動きダイジェスト
11 おじゃましま～す！
12 支局かわら版（那須支局）
13 支局情報（那須・塩那）
14 アドちゃんの談話室
15 木もれび
16 「高齢者虐待について」研修会開催
17 研修会のお知らせ
18 会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

理 事　　前澤 眞一

この頃ＴＶで、「あなたの為だから」というフレーズのＣＭが気になっています。"あなたの為だから"といっている人は、僅かな微笑をもち、「あなたの為だから"ダイエット中のあなたにかわって私たちが食べてあげる"」というものですが、何とも人間の本性が比喩されているような感じがします。

過去に、アメリカ合衆国において、日本製品のバッシングやパッシングが報道された事があります。日本企業のエコノミックアニマル的企業（営業）戦略により、アメリカ企業が大打撃を受け、その労働者達が問題提起をした事件の報道でした。のちに日本企業側の反省により、社会貢献やボランティア活動への参加に目覚め、その方向へ経営方針を転換する事により、その騒動も徐々に沈静化していった様に思います。

同様に、現在は当行政書士会を含めた類似士業会も、モラルハザードが見えている様に感じるのは、私だけではないと思います。エコノミックアニマル路線を取って失敗した先輩の行動に教訓を学び「お金の為の仕事でなくお客様の為の仕事」にと徹してゆく重要性を知って行きたいと思います。

確かに、自由思想で自由競争の時代であります。"今更その様な事は言われたくない"と言われる諸先輩方も居りますでしょう。しかし、自分が生きる為またその為だけの仕事であっては何か寂しいものがあります。その中に「モラルある競争を願いたい」と思うからであります。そこに社会貢献に向けるエネルギーを常に持てる競争が大切ではないでしょうか。

そこで提案として、「社会貢献へチェンジ」を考えてみてはいかがでしょうか。情報・知識等惜しみなく提供する真摯な業務への対応や、将来の行政書士育成の為に会務へ積極的に参加をすること等も、社会貢献の一環でありますし、また業務に直接関係しない地域自治会への参加や、ボランティア活動も自分を磨きやがては社会の為に役立つ社会貢献への道のひとつではないでしょうか。

この様に"心の余裕"と"エネルギー"を、より良い社会構築の為に貢献していく。その為に最も大切なのは「心のあり方」であると考えております。良い社会を構築するのも、暗い社会に向かうのも、私たち現代社会を構成する人間の、「一人一人の心一つ」ではないでしょうか。より良い社会を後世に残す為にも、「"心の余裕"と"エネルギー"を常に社会の為にと向けて」、貢献して行きたいと思います。

「社会貢献」に目を向け、近隣の方々との融和、協調することにより、地域に貢献、率先協力と、より一層こころ通い合う真心を込めて、本当に心の底から「あなたの為だから」といえる様な優しい人間になりたいものです。

業務特集

改正農地法について

専門業務特別指導員
田渕　徹

□農地法改正のポイント

昭和２７年に制定された農地法が農地制度関連法とともに大きく改正され、平成２１年１２月に新しい農地法としてスタートしました。農家の方々や行政書士の業務として馴染みの深い農地法の改正ポイントを記述します。

「新たな農地制度」の目的等

これまでの農地は耕作者が所有することが適当と考えて耕作者の農地取得を促進することを基本としていたことから、農地転用を規制しながら、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利取得を促進することとなりました。（農地法第１条）

また、農地の所有権、賃借権等を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとの責務規定が新たに設けられました。（農地法第２条の２）

農地転用規制の強化

①農地転用許可対象を拡大

学校､病院等公共施設も許可対象となりました。

②違反転用の処分、罰則の強化

現状回復等の措置や従来よりも重い罰金制度

国の転用許可事務の適切な処理の要求

①国は、毎年農地転用許可事務に関する実態調査を新たに実施し､結果により助言勧告等を行う。

②第１種農地集団性基準の厳格化

おおむね 20ha からおおむね 10ha に引き下げ

※第１種農地　後述の説明を参照

③第１種農地転用許可の厳格化

④第３種農地の判断基準の厳格化

※第３種農地　後述の説明を参照

□農地転用の許可基準

農用地区域内農地（市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地）

許可の方針・・・・・・・・・・原則不許可

甲種農地（市街化調整区域内の農地で農業公共投資後８年以内の農地及び集団農地で高性能農業機械での営農可能農地）

許可の方針・・・・・・・・・・原則不許可

例外　農業用施設、集落接続の住宅など

第１種農地（10ha 以上の集団農地、農業公共投資対象農地、生産性の高い農地）

許可の方針・・・・・・・・・・原則不許可

例外　農業用施設、集落接続の住宅など

第２種農地（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、市街地として発展する可能性のある農地）

許可の方針・・第３種農地に立地困難な場合等に許可

第３種農地（都市的整備がされた区域内の農地、市街地にある農地）

許可の方針・・・・・・・・・・・原則許可

□農用地区域内農地の確保

農用地面積の目標達成に向けた仕組みを整備

①国は都道府県知事に対し、毎年１２月１日時点の状況を翌年１月末を期限として報告を受け公表

②報告事項の内容

・農用地区域内の農地面積及び耕作放棄地面積

・過去１年間の農用地区域への編入・除外状況

・今後の農地の確保の見通し

③目標の達成が著しく不十分な例の明示

・年次ごとの目標面積を１０％以上下回る場合

・各年次の目標面積を下回る状態が３年間以上継続する場合

④不十分な場合に講じられる措置

・農業振興地域整備計画の変更に関する都道府県知事の同意を抑制

・農用地区域への編入をするため農業振興地域整備計画の変更を行うよう指示

農用地区域からの除外を厳格化

これからは、農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れがある場合

には、農用地区域からの除外を行うことができなくなりました。

①担い手に該当するものとは

・認定農業者又は特定農業法人・特定農業団体

・水田・畑作経営所得安定対策の要件を満たす経営体

・市町村が認める者

②支障を及ぼす恐れがある場合とは

・安定的な農業計画に支障が生じる場合

・経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合

③学校・社会福祉施設・病院・庁舎・宿舎等の開発行為を行う国、地方公共団体は都道府県知事と法定協議を行うこととなりました。

④農用地区域に含めるべき農用地の規模がおおむね 20ha からおおむね 10ha に引き下げられました。

□農地の所有は厳しく貸借は規制緩和に

農地の権利移動の基準

①不許可相当の判断

・まとまって利用されている農地を分断する場合

・農業水利が阻害される場合

・無農薬栽培の継続が事実上困難となる場合

・共同防除等の営農活動に支障が生じる場合

・農地借賃の著しい引き上げをもたらす場合

②許否の判断

・第３条許可申請全てについて調和要件等を調査

③全部効率利用要件として、経営規模等を踏まえ機械・労働力・技術等の要素を総合的に判断

□農地の権利移動規制の緩和

解除条件付きで一般法人等の参入を容認

一般法人等多様な利用者が一定の条件のもとに農地を借りられるようになりました。

・書面による解除条件付きの契約が必要

・地域における適切な役割分担が問われる。

・業務を執行する役員の一人以上が常時従事

・解除条件付きで許可された者は、その農地利用状況を毎年市町村長に報告しなければならない。

・地域の実情に応じ農業委員会の判断で農地権利取得の下限面積要件の緩和が可能。

・農業委員会は、地域ごとの賃借料の動向の収集・提供を行う。

・農業協同組合が一定の手続きのもと、農地の貸借による農業経営事業を行うことができるようになりました。

・農業生産法人の制限が緩和されました。

・農地の賃貸借存続期間が、２０年以内から５０年以内となりました。

許可を受ける必要のない権利取得の届出制度を新設

・相続や法人の合併・分割・時効等による権利取得は、おおむね１０カ月以内に届け出ることになりました。

農地の相続税納税猶予制度の適用拡大

・農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸付けによる相続税納税猶予が可能となりました。

□遊休農地の有効活用

遊休農地所在の明確化と有効利用の徹底等

・農業委員会の利用状況調査が義務化された

・所有者が判明しない遊休農地も利用権設定可

・遊休農地所有者に指導・通知・広告・勧告の手続きを農業委員会に一元化

以上のように、「新しい農地制度」は広範囲にわたる改正を受け、平成２１年１２月にスタートしました。行政書士が関わることの多い転用許可申請も第３条許可申請を中心に書式の変更が行われました。書式や変更の細部については、それぞれ管轄の農業委員会にお尋ね願います。

----参考文献----

全国農業会議所発行「農地制度のここが変わった」

平成２２年
２月２２日
行政書士記念日

行政書士成年後見制度支援開始記念 高齢者あんしん講演会 開催

去る２月２２日（月）宇都宮市文化会館大ホールに於いて、栃木県行政書士会主催による行政書士成年後見制度支援開始記念「高齢者あんしん講演会」が開催されました。

講演①「遺言のすすめ」　栃木県行政書士会 会長 住吉和夫

相続の発生から相続登記までの手順や、遺産分割協議書、遺言書の種類にまで触れ、実際に何が大変なのか、過去の事例を参考に、書類作成と遺言の重要性について解りやすい表現を用いて解説しました。

来場者からは、「わかっていたつもりでいましたが、講演を聞いて、考え方を新たにした気持ちです。まだ早いということはないと思いました」等、遺言についての認識が変わったとのコメントが多く寄せられました。

講演②「自然がくれた人間力」　タレント　高木美保さん

タレント、コメンテーター、エッセイスト、農業など、またテレビのレギュラー番組も数多く、多方面に活躍されている高木さん。非常にお忙しい中、快く今回の講演を引き受けてくださいました。

栃木県那須高原に住まいを得て、大自然の厳しさと豊かさを感じ取られている事が、表情や言葉から私達に伝わってきます。

来場者からは、「栃木のよさ、言葉（表面的ではない言葉のよさ）が再認識できました」「私も都会と田舎の両方の暮らしをしていますので、高木さんのお話はとても身近でよくわかり、共感するものがありました」「言葉の大切さ、県民の実直さとしての誇りを持つということに気付きました」等の感想が寄せられました。自分たちが住む栃木について、認識を新たにされた方が多かったようです。

なお、今回の講演会で実施したアンケートにおいて、行政書士及び成年後見制度の認知度について調査しましたが、行政書士についての認知度が上がっているのに対し、成年後見制度についてはまだまだ低いという結果が出ました。

成年後見制度は、今後の社会においてますます重要性を増すと思われ、行政書士による社会貢献としても、その認知度向上は重要な課題と考えております。今後も様々な活動を通じて社会にアピールしていく予定です。

（副会長　押野 佑）

農地法の規定による許可の指令書の改正について
～栃木県農政部農政課より～

今般、農地法（昭和２７年法律第２２９号）の一部が改正され、平成２１年１２月１５日に施行されたことを受け、同法第３条第１項の規定による許可指令書の様式に改正がございます。

新様式等の詳しい資料につきましては、栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。

お問い合わせ先
栃木県農政部農政課農地調整班
電話　028 - 623 - 2348

「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正に伴う農地法等に係る許可権限等の移譲について
～栃木県農政部農政課より～

栃木県では、既に農地法等に係る許可権限等の一部について宇都宮市、足利市、栃木市、及び小山市も対して移譲しておりますが、今般、標記条例の一部改正に伴い、足利市、佐野市、日光市、小山市及び大田原市にて、事務の移譲がございます。

詳しい資料につきましては、栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。

お問い合わせ先
栃木県農政部農政課農地調整班
電話　028 - 623 - 2348　FAX　028 - 623 - 2340

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
～栃木県県土整備部監理課より～

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）の別記様式等で規定しており、その内容は会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められています。

今般、平成２１年４月等の会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）の改正、平成１９年１２月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、平成２２年４月以降に提出する株式会社の計算書類の作成方法が変更されます。これに伴い、平成２２年２月３日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年国土交通省令第２号）及び建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示（平成２２年国土交通省告示第５５号）が公布され、平成２２年４月１日から施行されることになりました。

改正後の様式の電子データについては、次の国土交通省ホームページから入手できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000086.html

「国土交通省ホームページ」→クイックリンクから「建設産業・不動産業」を選択→「建設業の許可」を選択→「許可申請の手続き」

その他、標記の件についての各資料は、栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。

平成２２年度組織改編に伴う建築確認業務の集約化について
～栃木県県土整備部建築課より～

県土整備部烏山土木事務所建築指導担当が廃止されることに伴い、これまで烏山土木事務所建築指導担当で行ってきた建築確認申請等の審査・検査等の業務は、平成２２年４月１日から宇都宮土木事務所建築部建築指導担当で行うこととなります。

確認申請書の提出先は従来どおり建設地の那須烏山市、那珂川町の担当所管課で変更はありません。

なお、都市計画法に基づく開発許可等の事務についても平成２２年４月１日から宇都宮土木事務所管理部管理課で行います。

お問い合わせ先
栃木県県土整備部建築課
電話　028 - 623 - 2511　FAX　028 - 623 - 2527

景観法・那須塩原市景観条例に基づく届出制度について
～那須塩原市より～

那須塩原市では、緑豊かな自然と美しい景観を守り育て後世に引き継ぐため、景観法に基づく「那須塩原市景観計画」と「那須塩原市景観条例」を定めました。

これに伴い、現在行っている栃木県景観条例に基づく届出制度は、平成２２年３月３１日で終了し、４月１日からは、景観法・那須塩原市景観条例に基づく届出制度が始まります。

景観計画や景観条例・規則、届出様式等詳細については、下記の市のホームページをご覧ください。
(http://www.city.nasushiobara.lg.jp)
（須塩原市ホームページ→くらしのインデックス→まちづくり→都市計画→那須塩原市景観計画）

お問い合わせ先
那須塩原市建設部都市計画課
電話　0287 - 62 - 7159　FAX　0287 - 62 - 7224

開発許可申請等窓口の変更について
～栃木県県土整備部都市計画課より～

本県における市町村合併や権限移譲等により、下記の市町内における開発行為に係る許可申請等の窓口が変わります。

なお、変更日前に現在の窓口に行った許可申請等につきましては、そのまま、変更日以後の新たな窓口に引き継がれることになります。

開発行為等の所在地	変更前（現在の窓口）	変更後（新しい窓口）	変更日
大平町 藤岡町 都賀町	栃木県 栃木土木事務所 管理課	栃木市 都市建設部 建築指導課（予定）	平成22年３月29日から
鹿沼市	栃木県 鹿沼土木事務所 管理課	鹿沼市 都市建設部 都市計画課（予定）	平成22年４月１日から
西方町	栃木県 鹿沼土木事務所 管理課	栃木県 栃木土木事務所 管理課	平成22年４月１日から
那須烏山市 那珂川町	栃木県 烏山土木事務所 管理課	栃木県 宇都宮土木事務所 管理課	平成22年４月１日から

お問い合わせ先
都市計画課開発指導担当
電話　028-623-2467

埼玉県産業廃棄物収集運搬業の申請及び届出窓口の変更について
～埼玉会より～

埼玉県行政書士会より、埼玉県環境部長から産業廃棄物収集運搬業の申請・届出の窓口が変更する旨の通知があったとのお知らせがありました。

変更点は次の通りです。

・これまで県内７か所の環境管理事務所で行っていた、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の**積替え保管を除く**許可（変更許可、更新許可も含む。）の申請窓口が産業廃棄物指導課収集運搬業担当に集約されます。
・上記許可に係る変更届等の届出書の提出先も産業廃棄物指導課収集運搬業担当に集約されます。

※以下の許可については、今までと同じ窓口です。
・産業廃棄物指導課審査担当が窓口となるもの。
（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の新規、変更許可
（特別管理）産業廃棄物中間処分業の新規、変更許可
産業廃棄物最終処分業の新規、変更、更新許可
産業廃棄物処理施設の設置、変更許可
・事業地を管轄する環境管理事務所が窓口となるもの。
（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の更新許可
（特別管理）産業廃棄物中間処分業の更新許可
（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）以外の許可に関する各種届出

窓口一覧

事務所名	所在地	TEL・FAX
中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和５－６－５（浦和合同庁舎3階）	TEL：048-822-5199 FAX：048-822-5139
西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒350-1124 川越市新宿町１－１－１（川越地方庁舎2階）	TEL：049-244-1250 FAX：049-246-7885
東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒355-0024 東松山市六軒町５－１（東松山地方庁舎2階）	TEL：0493-23-4050 FAX：0493-23-4114
秩父環境管理事務所 **生活環境担当**	〒368-0042 秩父市東町29－20（秩父地方庁舎2階）	TEL：0494-23-1511 FAX：0494-23-6679
北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒360-0031 熊谷市末広３－９－１（熊谷地方庁舎3階）	TEL：048-523-2800 FAX：048-526-3949
越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒343-0813 越谷市越ヶ谷４－２－82（越谷合同庁舎3階）	TEL：048-966-2311 FAX：048-966-5600
東部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地５－４－10	TEL：0480-34-4011 FAX：0480-34-4785
環境部産業廃棄物指導課 審査担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂３－15－１（県庁第3庁舎2階）	TEL：048-830-3133 FAX：048-830-4774
環境部産業廃棄物指導課 収集運搬業担当 （積替え保管を除く許可）	同上	TEL：**3月末までは審査担当へご連絡ください。** FAX：審査担当と同じ

参考事項

Ｑ１．収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可期限が平成２２年４月になっているが、申請の予約はどうすればいいか？

Ａ１．これまで更新許可申請の際には許可期限の概ね２か月前から事前に電話で予約をお願いしていましたが、今後も事前予約をお願いします。３月中に申請を予定されている方は、今までどおり、環境管理事務所が受付窓口となります。平成２２年４月以降に申請を予定されている方は、産業廃棄物指導課審査担当へ電話し、予約を行ってください。

Ｑ２　当社は収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可を有しているが、平成２２年４月以降に車両の追加を予定している。変更届の提出はどうすればよいか？

Ａ２　収集運搬業（積替え保管を除く。）に係る届出の受付窓口も県庁産業廃棄物指導課になります。届出書の提出については、郵送での提出のほか、窓口持参（予約は必要です。）での提出も可能です。ただし、許可証の書換えを伴う変更届（例えば法人代表者の変更等）については、書換え後の許可証を返送する必要があるため、郵券を貼付した封筒を同封してください。

Ｑ３．当社は処分業の許可と収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可を有している。
　代表者が変更になった時に変更届を提出するのは、環境管理事務所になるのか、産業廃棄物指導課になるのか？また、処分業または収集運搬業のいずれか１つに係る変更届を提出する際には、環境管理事務所に提出すればよいか？

Ａ３．代表者変更のように処分業、収集運搬業の両方の許可に係る変更届については、環境管理事務所又は産業廃棄物指導課のいずれかに提出していただければ、結構です。
　中間処分業の保管施設の面積変更や収集運搬業の車両の追加など、それぞれの許可特有の変更事項の届出は、その事務を所管する環境管理事務所又は産業廃棄物指導課に届出を行ってください。

コンビニエンスストアでの住民票等交付における取扱い等について（お願い）～日行連より～

標記の件につきまして、コンビニエンスストア（注）での住民票等の交付サービスが先行実施団体である東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市において、平成２２年２月２日から開始されており、今後、３月中に首都圏近郊（関東・福島・山梨）、５月下旬には全国でのサービス拡大を予定されていることが、総務省より報告されております。

今般コンビニエンスストアで発行される住民票等は、Ａ４サイズの普通紙に印刷され、裏面に偽造や改竄を防止する技術が利用されているもので、通常の市区町村窓口で発行される証明書とは様式が異なっております。

当該住民票等が「住民票等」であることに変わりはありませんので、クライアントより提示・提供された場合につきましても、従前の住民票等と同様の取り扱いができます。

（注）

・対象コンビニエンスストア

当面は準備の整った「セブンーイレブン」にて実施。（他のコンビニ事業者等についても準備が整い次第、実施される予定。）

・利用時間

午前６時３０分～午後１１時

・今後の展開

総務省は来年度以降、全国的に参加団体の増加を期待しており、積極的な呼びかけを行うとのこと。

栃木県立自然公園条例等の一部事務の市町への権限移譲について
～栃木県環境森林部自然環境課より～

下記条例の一部事務につきまして、平成２２年４月１日より、市町への権限の移譲がございます。

記

条例名

- 栃木県立自然公園条例
- 自然環境の保全及び緑化に関する条例
- とちぎふるさと街道景観条例

移譲事務及び対象市町の詳細につきましては、栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。

栃木会にも国際部を！ 長野会「国際部研修会」に参加して

２月２６日、長野県行政書士会が１７年間も継続しているという国際部研修会＝事例研究会に参加した。この季節で雪がないのは実に珍しいとのこと、例年は雪をかき分けながら県下各地から国際業務に携わる多くの会員がそれぞれの事例を持って討論のために馳せ参じるそうだ。

長野会の国際業務への取り組みは実に熱い。この日も、長野会会員だけでなく、東京、神奈川、埼玉、茨城、群馬、静岡、新潟、岐阜、大阪、広島と、多くの会から出席者があり、長野会が息の長い研修を積み重ねて豊かな技能・知識を蓄積していることを伺わせた。国際業務ではとにかく事例研究が重要だ。一つとして同じ案件がない、裁量の幅が大きい、お役所の方針がよく変わる、というこの業務の特殊性を踏まえれば、緻密な情報交換こそ専門性確保の生命線だと言える。

この日の事例研究は、事例提出者が多いため非常に有益だった。稀少事例も多く、それを知ることは宝物を得たようなお得感がある。失敗事例をあえて挙げ、同じ失敗を繰り返さないよう経験を共有することは本当に大切なことだ。中には、「ささらほうさら事案」と題した事例もあり、首をかしげる他会会員に、事例報告者が「えっこれって標準語じゃないの？」と逆に不思議がる場面もあった。（ささらほうさら、とは、「踏んだり蹴ったり」「泣きっ面に蜂」と同様な意味らしい。）

栃木会から一人参加した私は、国籍法の事例を披露した。他の参加者から示された事例は予想通りすべて入管法関係だったので、国籍法は珍しがられたのか、研修会終了後、多くの人から声をかけていただいた。

研修会の中では、非常に重要な情報がいくつか得られた。その中でも

①今年４月から提示が求められることになっている健康保険証については、入管では「審査に考慮しない」ことになった。法務省からその旨各入管局に通知される。

②申請取次届出に必要とされる日行連研修会の研修修了証発行は考査結果を踏まえる（申請取次者試験制度の復活？）。

の２点には、参加者から思わず「ええっ！」と声が漏れた。

研修会終了後、懇親会でもあちこちで熱い討論が繰り広げられ、長野会がこの業務を大切にし発展させようとしている強い意気込みが感じられた。懇親会は場所を変え酒を変えて４次会まで続き、国際業務の明るい未来を語る夜が明けた。

栃木会には国際部、あるいは国際業務を専門に扱う部や研究会がない。そのため、十分な研修も情報の周知も行われていない、という残念な状況になっている。国際業務、とりわけ入管業務の専門性が会員に広く認知されないままでは、この業務の発展は望めない。関東の重要な位置を占めながら、他会に大きく遅れを取っている栃木会の現状を痛く認識し、激変する社会状況に対応できる国際部（国際業務研究会）の立ち上げを求めたい。大至急！

（専門業務特別指導員　深見史）

栃木県行政書士会カレンダー（4月）

日		予　定	時　間	主　催
6	火	総務部会	13:30～	総務部
7	水	会計精査	13:30～	財務経理部
8	木	登録説明会	10:00～	総務部
9	金	財務部会	10:00～	財務経理部
		会計監査	13:30～	
12	月	編集会議	13:30～	広報部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮
13	火	理事会		栃木県行政書士会
19	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮
20	火	行政書士基礎講座「はじめての自動車関係業務」	13:30～	業務研修部
27	火	登録説明会	10:00～	総務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
1228	H22. 2. 2	(財)関東陸運振興財団発行の「平成 21 年度版自動車便覧」の送付について	
事務連絡	H22. 2. 4	建設業法施行規則の一部改正省令等の施行について	
1286	H22. 2. 10	理事会の議事結果について	
1322	H22. 2. 17	月刊『日本行政』表紙用写真の募集実施とそれに伴うご協力方について（お願い）	
1358	H22. 2. 23	外国人研修・技能実習制度研修会の開催について	
1416	H22. 2. 26	コンビニエンスストアでの住民票等交付における取り扱い等について（お願い）	
1421	H22. 2. 26	中小企業承継ハンドブックの送付について	

他会の動きダイジェスト

・横浜市中央図書館との連携について（講座の開催、レファレンスサービスの活用）	神奈川会
・東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会発足式を開催 ・規制改革会議・法務・資格ＴＦ意見交換報告	東京会
・埼玉県庁内に建設業許可相談コーナーを開設	埼玉会

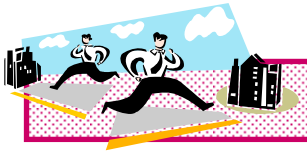

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月の「おじゃましま～す！」は、栃木支部の『田邉勇輝』先生の事務所を訪問させていただきました。事務所は東武線新栃木駅から程近く、交通の便の良いところにあります。

氏　名　　田邉　勇輝（たなべ　ゆうき）
事務所　　栃木市平柳町１－１１－１１
入　会　　平成１６年５月１５日

入会の動機

以前建設業関係の仕事をしていたことがあり、また法律的な仕事に携わりたいという思いもあったので、行政書士を志しました。

専業か兼業か

社会保険労務士との兼業です。

得意業務は

建設業、産廃業、労務管理です。前述したとおり、以前建設業関係の仕事をしていましたから、建設業、産廃業に関しては、すんなり馴染むことができました。

モットー

資格試験の勉強をしているとき、尾崎荘園という京都のお坊さんの「今こそ出発点」という句に出会いました。その中にある「人生とは毎日が訓練である」を肝に銘じ、おごることなく、誠実に、感謝の気持ちを持って、お客様第一の対応を心掛けています。

行政書士になって良かったこと

様々な業種の方、多くの経営者の方にお会いできることです。そしてお客様から感謝の言葉をいただいたとき、お役に立てている喜びを感じます。また、やりたいと思っていた法律関係の仕事に就くことができ、満足しています。

苦労していること

開業当初は顧客の開拓に苦労しました。また、せっかくお客様になっていただいても、スポットの仕事だと、途切れ易いことです。それから、法律が改正されると、そのたびに勉強しなければなりませんので、それも大変ですね。
最近は、仕事に時間をとられ、家族との時間があまり取れないのが悩みです。

趣味・特技

以前はゴルフや渓流釣りが趣味で、渓流釣りは岩手県まで出かけていました。テント泊をしながら、夜は釣り果のイワナの骨酒で一杯やるのが最高でした。

また、読書が好きで、自己啓発書などをよく読んでいます。

今は子供と遊んでいるときが一番楽しいときです。

今後の抱負

困っているお客様のお役に立てる職業ですから、今以上にサービスを充実させたいと思います。また将来は法人化することも考えています。

渓流釣りで岩手県まで出かけるとなると、腕前も相当なものだと思います。私もイワナの骨酒を飲んだことがありますが、あれは最高ですよね。今回お話しを伺って、田邉先生が読書好きでもあり、またアウトドア派でもあるという一面を垣間見させていただきました。お忙しい中、ありがとうございました。

（栃木支局長　白石博章）

那須野が原博物館

那須支局

那須塩原市の東北自動車道西那須野塩原Ｉ．Ｃから西那須野駅方面へ約３kmの位置にある『那須野が原博物館』は、「那須野が原の開拓と自然・文化のいとなみ」をテーマとし、平成１６年４月に開館した博物館である。那須野が原をフィールドとし、歴史・民族・考古・美術・自然・文学の分野を対象とする総合的な博物館として活動を展開している。

このところ、「歴史」が流行となり、様々なメディアで目や耳にする機会が多い。そのほとんどは、インパクトの強い武将についてであったり、ストーリー性の高い出来事であったりするが、そんな中にも、人の生活や、その土地ごとの歴史があることを感じさせるシーンが登場することもある。本来、自分が生まれ育った土地や今の生活に受け継がれてきた文化などについては一番身近な歴史であるはずだが、意外と知らないことも多い。ただ、興味は持っても、「改めて歴史を学ぶ」となると、苦手意識が先行してしまう方も多いのではないだろうか。

今回ご紹介する那須野が原博物館は、難しいことを考えるより先に、展示を見ることで、那須野が原の開拓等歴史の一端を、身近に感じることができる施設である。また「親子体験チャレンジ」という、親子で体験することができる万華鏡、竹トンボ等の玩具やまが玉などを作るメニューを通して、親子の交流を図りながら、もの作りの楽しさを知ることもできる。お子様のためと参加されても、親御さんの方が、懐かしさで夢中になってしまうかもしれない。さらには、年間を通して様々な展示事業・教室講座事業・催しが行われている。現在（本年４月１８日まで）は、企画展「くらしの民具・農具」が開催されており、くらしの民具シリーズ第５弾として、農具を取り上げている。那須野が原博物館で、西那須野町郷土資料館以前の時代から過去４０年近くに渡り収集された、民具と呼ばれる民俗資料から稲作・畑作・養蚕等に使われた農具、開拓地ならではの農具が展示されている。

博物館エントランスの受付隣には、博物館刊行書籍類の他、その前を通ると気になって足を止めてしまうような、那須地域伝統の竹細工、昔懐かしい玩具、障害者授産施設の製品、手工芸品等も販売している。

普段よく知っている地域や何気ない日常生活でも、その歴史や文化について、改めて見直してみることで、身近なものが新鮮に感じられるであろう。

那須野が原の歴史等に興味のある方、もの作り等に親子で挑戦してみたい方等、那須野が原博物館を訪れてみてはいかがだろうか。

（支局長　冨田倫子）

観覧時間　午前９時～午後５時
観覧料　一般３００円
高校生・大学生２００円
小学生・中学生１００円
※特別展開催時料金はその都度定められる
休館日　月曜日（休日の場合は開館）
年末年始（１２月２８日～１月４日）
住所　栃木県那須塩原市三島５丁目１番地
電話　０２８７－３６－０９４９

支 局 情 報

【那　須】

第３回那須支部研修会開催

２月１９日（金）午後２時から西那須野公民館において、平成２１年度第３回目となる那須支部研修会が開催された。

今回の研修は、農地法が一部改正され、昨年１２月に施行されたことを受けて､「農地転用の実務と改正農地法について」というテーマで、宇都宮支部の前澤眞一会員に講師をお願いし、会員１４名の参加により行われた。

前澤会員には、行政書士が直接関係するであろう部分を中心に、農地制度の目的、農地の確保、農地の貸借促進･効率的利用の改正部分について、主にお話しいただいた。「これまで」と「これから」及び、「新たに」と分けてご説明いただいたので、研修に参加した会員は、一つずつ確認していくことができたことだろう。「農地」というと、「農地転用」が主に思い浮かぶが、那須地域という土地柄、農地に関係することは多い。例えば、相続業務であっても、相続財産に農地が含まれていることが多いため、今回の農地法改正により、相続による農地の取得も、農業委員会への届出が必要となったことは大きな変化であり、注意が必要な部分である。

法改正は、行政書士にとって、業務を行うに当たっては、最低限対応しなければならないが、業務拡大や新たな依頼を受けるチャンスでもある。今回の研修は、各会員が法改正に対応していくためのきっかけになったのではないだろうか。

（支局長　冨田倫子）

【塩　那】

塩那支部研修会実施

２月２７日午後、さくら市喜連川のかんぽの宿会議室において第２回研修会を実施しました。

テーマは「失敗から学んだ私の問題解決方法」講師を決めず、佐藤栄一副支部長を座長とし、自由発言形式で行いました。

参加者は１１名、那須支部から３名の会員にも参加していただき、たくさんの意見交換ができました。業務を通じて経験した失敗、どう対処したか、またその反省を披露し、関連して他の参加会員が対処法や考えを自由に発表しました。

中でも、①電話番号など個人情報に関する苦情を受けた。②誰が報酬を払ってくれるのかあいまいになり、もらえなかった。③電話でいきなりどのくらいかかるのかを聞いてくる人は仕事の依頼は期待できない。④境界確認の問題と対処⑤相続に関して遺産分割協議書の内容など、非常に参考になりました。

（支局長　長谷川久夫）

もし、ブラック・ジャックがいたら？

ＬＰレコード（アナログ・レコード）とカセットテープ（知っていますか？）。世の中から忘れ去られるのは、どちらが先になるのでしょうか。ＬＰレコードの方が、〝価値観〟として根強く残るのでしょうか。レコードマニアはまだまだ存在していても、新譜の発売はまれです。一方、カセットテープは演歌に限定されていますが新譜が発売されています。

さて、手元に「新潮カセットブック」というものがあります。手塚治虫先生の「ブラック・ジャック（以下、「Ｂ・Ｊ」という）」を原作としたラジオドラマが収録されています。ＴＢＳラジオで夜の８時頃に放送されたものを再編成したもので、発行は平成６年です。主役の声を俳優の時任三郎さん（最近はあまり見かけませんが……）が演じています。私は会社からの帰宅途中にカーラジオで聴いていましたが、後日市販されたモノをわざわざ購入したのです。同じ頃に秋田書店から発売された文庫版の「Ｂ・Ｊ」を買え揃えたのも、このラジオドラマの影響だったのかも知れません。

「Ｂ・Ｊ」自体は小学生の頃から「少年チャンピオン」の連載で読んでいましたが、「ドカベン」、「がきデカ」、「７５０ライダー」などの人気漫画の中では異色の存在でした。ご存知かと思いますが、主人公の「Ｂ・Ｊ」は「無免許（もぐり）」、「神業的な手術」、「高額な手術料」というキーワードが当てはまる医師です。高校野球マンガ、ギャグ漫画、青春ラブコメディ漫画などのシンプルな物語（決して失礼な意味ではなく）とは違う、例えば登場人物の死を扱っていたとしても、〝死〟というものの質が違います（私は、現在進行形の漫画ですが、〝島耕作シリーズ〟が嫌いです。トラブルを、相手方の〝偶然の死〟で安直に解決することがあるからです）。正解のない複雑で難解なテーマは、小学生には理解不能でした。もっとも、今読み直しても理解不能ですが……。ものすごくシリアスな内容の中に、ちょっとしたギャクが紛れ込んでいて不謹慎な気さえします。

先述した３つのキーワードをそれぞれ、「無免許」＝「闇社会の住人」、「神業的な手術」＝「神業的な射撃」、「高額な手術料」＝「高額な報酬」と置き換えた場合に、もう１人のプロフェッショナルな男を思い出します。それは「ゴルゴ１３」の主人公「デューク東郷」です。１人の患者を救う為に世界の要人から仕事を委ねられる医師と、１人の人間を殺す為に仕事を委ねられる殺し屋。構図が似ています。命を助けるプロと命を奪うプロ。どちらもプロ。

さて、「Ｂ・Ｊ」にも印象的なエピソードがあります。ある名医に息子を助けてもらい、法外な治療費を数十年がかりで１人で払い続けている「おばあちゃん」が、最終回の支払いの帰途脳溢血で倒れてしまいます。「Ｂ・Ｊ」に大金（当時で３千万円）をふっかけられた息子は、「一生かかっても／どんなことをしても払います！」と誓い。「それを聞きたかった」と「Ｂ・Ｊ」がつぶやいて終わります（秋田文庫版第２巻収録「おばあちゃん」）。「私だったら…」と、少し考えてしまう今日この頃です。また、カセットテープをＳＤカードにダビングできる機器の購入を考えてしまう今日この頃でもあります。

（足利支部　杵渕　徹　～考えるお年頃）

モノクロームの雪景色、時を忘れた街路樹が春の便りを待っている。真新しいカレンダーに取り替えたのは、つい昨日のように思えてくる。

先月は例年になく平野部で雪の日が続き、春の訪れが待ち遠しかったのに、忘れていた。今年もマスクを外せない季節になってしまった。肌に心地よい陽射しが降り注いでいるのに、憂鬱が風の中で舞っている。時は止まらない、ケ・セラ・セラ。春眠、暁を覚えず、されど、春は、あけぼの、やうやう。

最近、後漢の光武帝が密かに脚光を浴びている。今年から新聞に小説の連載が始まった。

中国史を題材とした小説といえば司馬遼太郎著「項羽と劉邦」、吉川英治著「三国志」が有名だが、「項羽と劉邦」の秦・前漢時代から「三国志」の後漢・魏呉蜀時代に至るまでは約４００年が経過し、光武帝はその中間あたり「項羽と劉邦」から約２００年後の人物である。当時の日本は弥生時代で漢委奴国王の金印の頃だった。

光武帝の時代背景・実績を短くまとめると、前漢が武力というより政治力で滅亡し国名が新と変わった。悪政により各地で反乱が起こり新は短期間で滅亡した。群雄割拠の中、最終的に前漢の皇帝の遠い血筋である光武帝が統一し後漢を建国、皇帝の座についた。以上であるが、現在、実績に対して知名度は後世の「三国志」に及ばない。しかし光武帝はかなり魅力的な人物だったようで約２００年後の「三国志」の主要人物たちにも少なからず影響を与えていたようだ。

いろいろな出来事が積み重なり大きなうねりとなって歴史となる。そして歴史は繰り返す。

（足利支局長　木村　昇）

～2月２２日イベント無事終了～

みなさんお疲れさまでした。

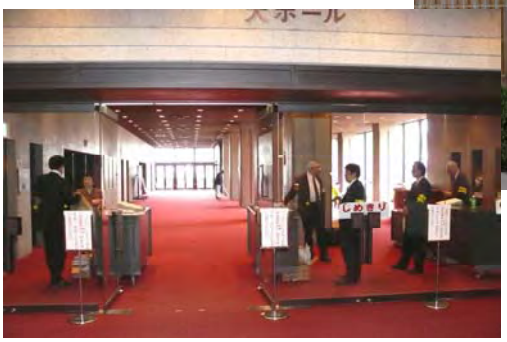

平成２１年度　栃木県・栃木県行政書士会研修会を開催

平成２２年２月２２日、行政書士記念日イベント「行政書士成年後見制度支援開始記念・高齢者あんしん講演会」に先立ち、平成２１年度栃木県・栃木県行政書士会研修会が宇都宮文化会館大ホールにおいて開催された。

栃木県経営管理部文書学事課植木恵二課長の挨拶の後、栃木県保健福祉部高齢対策課河野美穂子係長を講師に招き、以下の内容の研修会を行った。

【題目】高齢者虐待について～高齢者を取り巻く環境の現状と動向～

Ⅰ　高齢者の定義
Ⅱ　高齢者人口と高齢者世帯
Ⅲ　認知症について
Ⅳ　平成２０年度における虐待防止法に基づく対応状況等

栃木県経営管理部文書学事課 課長 植木恵二氏

本研修で、わが国における平均寿命の伸びに比例して、高齢者のいる世帯、とりわけ一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯等、いわゆる社会的に孤立しがちな方が増加し、それに伴って認知症高齢者の増加や養護者による高齢者虐待の現状、また、高齢者支援の具体的な取り組み等、詳細な資料とデータを基に解説があった。

我々行政書士業務において、遺言書作成起案や相続関係手続、成年後見等の業務を高齢者関連業務として列挙するところであるが、このいわゆる「基幹業務」以外に我々が高齢者支援について何ができるのか、また行政と市民のパイプ役として何をすべきなのかを考えさせる研修であった。現在、我が国の高齢者は人口の２割を超える「超高齢化社会」であり、今後この割合はさらに上がっていくものと思われる。この「超高齢化社会」にどう対応していくべきか、行政書士として、また一人の市民として考える時期に来ていると思料する。

（総務部　永島正志）

栃木県保健福祉部高齢対策課 係長 河野美穂子氏

研修詳細

行政書士基礎講座　第１回

業務研修部主催

○ 研修日時

平成 22 年 4 月 20 日（火）13：30～

○ 研修項目および講師

自動車関係　「はじめての自動車関係業務」（行政書士　鈴木康夫）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修No.	研修名	受講料	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食
1	行政書士基礎講座　第１回 **「はじめての自動車関係業務」**	無料	4/13		—	—

支部名		氏　名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 22 年 2 月 28 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	芳　賀 五月女博司	H22.2.15	321-4369	真岡市熊倉 3 - 39 - 6	0285-82-4770	
	宇 都 宮 戸張　悟	H22.2.15	320-0066	宇都宮市駒生 2 - 7 - 8	028-621-4698	
	佐　野 寺内　三雄	H22.2.15	327-0044	佐野市下羽田町 2001 - 3	0283-20-6106	
	宇 都 宮 青木　宣夫	H22.2.15	321-0932	宇都宮市平松本町 358 - 3 ラ・ルミエール D102	090-2406-5260	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
塩　那	植木　真一	H22.2.17	廃　業	芳　賀	五月女　準	H22.2.8	廃　業

【変　更】　　*土地区画整理に伴う住居表示変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
日　光	鈴木　淳	事務所*	日光市中央町 31 - 1
宇 都 宮	内野　直忠	事務所	宇都宮市下戸祭 2 - 2 - 14

広報部より

Ｗｅｂグループウェア「desknet’s」ご利用の皆様へ

当会ホームページの会員専用ページからご利用いただいておりますＷｅｂグループウェア「desknet’s」ですが、Ｗｅｂ閲覧用ブラウザ「Microsoft Internet Explorer ８」に対応しておらず、不具合が発生する場合があるとの情報が寄せられました。このため、現在 Internet Explorer の６や７を使用中の方は、８にバージョンアップしないようお願いいたします。

○Internet Explorer８にバージョンアップした場合

コントロールパネルの「プログラムの追加と削除（WindowsXP の場合）」から削除することで古いバージョン（６or７）に戻すことができます。詳細 → http://support.microsoft.com/kb/957700/ja

※但しこの作業によりセキュリティ面を含む機能低下や、他のソフトの動作に影響が出る場合があります。必要なデータをバックアップした上、自己責任にて作業してください。

○Windows７パソコンを購入した場合

Windows7 では標準ブラウザが Internet Explorer8 のため、古いバージョンは（一部を除き）インストールできません。このため現時点での使用は推奨できません。

※他のブラウザ（Firefox 等）での動作は未検証です。

編集後記

２月２２日（行政書士記念日）のイベントでは多数のご来場ありがとうございました。

アンケートではイベントに関する様々なご意見・ご感想をいただきました。予想していたよりも相続や遺言に関心を持たれている方が多かったようです。今後の活動の参考にさせていただきます。

（広報部　田代）

行政とちぎ３月号 No.399

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：五月女英雄氏（小山市）

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010.3
平成22年3月15日発行　第399号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

暮らしの困りごと
行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん